

○長谷部委員長 それでは、時間より少々早いようですが、皆様おそろいのようにございますので、第1回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

私は、先日の第1回総会におきまして、専門小委員会の委員長を仰せつかりました早稲田大学の長谷部恭男でございます。

皆様の御協力を賜りまして、充実した審議ができるよう運営をしてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、専門小委員会の運営についてお諮りをいたしたいと存じます。

5月15日、総理官邸で開催されました第1回の総会におきまして、総会の運営については、原則として公開する。なお、その場合、会場の都合により、内閣府・総務省の記者クラブに所属する報道機関が傍聴できることとし、議事録は発言者の名前入りでホームページなどを通じて公表することが決定されたところでございます。

専門小委員会の運営につきましても、原則として公開し、会議の実施は、総務省・内閣府の記者クラブに通知をした上で開催をいたしたいと存じます。また、議事録につきましても、原則公開をすることとし、速やかな公表に努め、総務省のホームページに掲載することといたしたいと存じます。議事録の掲載に当たりましては、あらかじめ発言者に内容の確認をお願いいたしたいと存じます。会議の配付資料につきましても、原則公開ということにいたしたいと存じます。

このように、専門小委員会の運営ですが、基本的に総会で決定された議事運営と同様にいたしたいと存じますが、この点、御意見、御質問等ございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○長谷部委員長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのように進めさせていただければと存じます。

それでは、次の議題に参ります。

第1回の総会におきまして、今次の地方制度調査会に対しまして、安倍総理大臣から「個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等について、調査審議を求める」との諮問を受けたところでございます。

当専門小委員会といたしましては、まず、今後の審議事項とその論点について整理し、その上で総会に報告をする必要があると考えております。

今回は初回の専門小委員会でございますので、お集まりの委員の皆様に御挨拶と審議事項に関する御所見等を一言ずつ頂戴できればと存じます。

それでは、飯島委員から順にお願いできますでしょうか。

○飯島委員 飯島淳子でございます。東北大学に所属し、行政法、地方自治法を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の諮問事項に関連してということでございますけれども、先日の総会での御発言も含めまして、3点、短く申し上げたく存じます。

1点目は、分権改革から20年を経て新たなステージに入ったということを特に総務大臣が強調されていたと存じますけれども、本当にそうなのかなと思ったということがございます。

といいますのも、とりわけ29次の地方制度調査会の答申を受けて、30次、そして今次という、連続性あるいは延長としての位置づけも与えられるべきではないかと感じたからでございます。

ただ、そうは申しましても、特に人口減少社会という課題を正面から取り上げることは、やはり新しさを帯びているだろうと思います。この人口減少社会につきまして、30次の答申も拝読いたしましたけれども、総論のレベルでは、不十分ながら理解したつもりではございますが、具体的に地方自治制度の観点から、とりわけ議会制度、監査制度とどのように関係づけられるのか、関係づけるべきなのかということについてはわからないところがございまして、そこを勉強したいと思っております。

2点目は、道州制について非常に高い関心を持って御発言が交わされたと記憶しておりますが、ここに踏み込むのかどうかという点でございます。

道州制につきましては、国のかたちという観点から、28次の地方制度調査会で制度の骨格が示されて、国民的な論議に委ねることになったと承知しておりますけれども、30次答申の行政サービス提供体制という題名が象徴的だと思いますが、いわば統治に対置される意味での行政というものに着目して、人々の暮らしを支える、生活、生存を支えるという意味での地方公共団体の基本的な責務をいかに持続可能なものにしていくのかという視点、そちらに基本的な視点を据えることもあり得るのかと思ったのが2点目でございます。

最後、一言のみでございますが、今回の諮問事項の中では、三大都市圏及び地方圏ということで、圏域という捉え方が基本に据えられているのがこれまでと異なるように感じているところでもございます。これまでは恐らく、基礎的地方公共団体とか広域的地方公共団体という捉え方がなされていたと思いますが、そうではなく、圏域と捉えることでどのようなインパクトがあるのかということをお個人的な関心も持って勉強させていただきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○長谷部委員長 ありがとうございます。

よろしくお願ひします。

○池内委員 皆さん、こんにちは。

私は、株式会社テクノ・コーポレーションの代表をしております池内でございます。

今回、こちらの委員を仰せつかりましたが、皆さん、こちらは大先生の方がいらっしゃる中で、私自身、企業の経営者という視点でしか発言ができないところがたくさんあるかと思っておりますので、そういった点では、大変素人の発言が多いようなことがございましたら、そのときは本当に申しわけございません。

その点も含めて、私のほうからも2点ほど発言をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の話は、個性を活かし自立した地方をつくろうということでお話が先日、冒頭にあったわけですが、その点で、今、飯島さんのお話はあったわけですが、しかしながら、100年以上、都道府県できた、道州制も含めて、国の仕組みづくりの抜本から検討していく必要があるのかなと思っております。

冒頭、御紹介しませんでした、私自身は、東京でも事業をしておりますが、九州という地方の中で事業をしている中で、東京一極集中ということで、地域間格差であるとか、二重行政に大変課題を考えておりまして、その点についても検討していただけたらと思っております。

もう一点、生活者の視点でもう一方で考える時点では、市民のサービスという面では、多分、区がしても、市がしても、県がしても、市民にとっては便利であることのほうが基本であるのかなと。そういった意味では、その視点でも考えていくべきだと思っておりますし、また一方で、先日もちょっとお話がありましたように、本当に生活者の視点で申しますと、サービスの便利性もありますけれども、住みたいまちをつくるという視点では、福祉の問題であるとか、雇用の問題点がございまして、そういった意味では、縦割りになっている部分も1つまとめてそういった部分も検討していただけたらありがたいと思っております。

以上でございます。

○長谷部委員長 では、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 首都大学東京の伊藤でございます。よろしく願いいたします。

座って失礼いたします。

私は、行政学を専門としております。今回の諮問事項は大きく分けて2点ございまして、1つが三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、もう1つが地方公共団体のガバナンスのあり方という点です。

このガバナンスという言葉は、今回、自治体の経営の規律づけという概念で使われていると思います。政治学、行政学では、多様な主体の間での水平的な連携という意味でもガバナンスという言葉が使われております。ですので、2つの諮問事項に関しまして、地方公共団体のガバナンスというのは規律づけということですが、三大都市圏及び地方圏の自治体間の連携という点からしますと、ガバナンスあるいはメタガバナンスということで、今回、両方の諮問事項でガバナンスのあり方が問われていると思っております。

私は、第30次から引き続き委員を務めさせていただいておりますけれども、地方行政体制のあり方につきましては、既に連携という仕組みが制度化されていくという方向が固まっております。その際に、やはり連携というのは、言葉は美しいわけですが実際には、さまざま手法について工夫を凝らしていくことが必要です。同時に、人口減少社会の中で行政資源が限られている中で、効果的な連携手法を考えていかなければいけないという課題があります。住民の方々の自治体に対する信頼を獲得するためにも、議会制度、監査制度を含めた規律づけとしてのガバナンスの仕組みを確立しなければいけないと思っております。

す。

両者の連携あるいは規律づけの手法に共通いたしますのは、やはり信頼というものをどう醸成していくかということであると思っております。自治体の住民の方々の信頼を自治体がいかに獲得するか。さらに、自治体間の連携においてどういう形で信頼に基づいてきちんとした体制をつくるかが求められると思っております。その点がこれからの審議で留意しなければいけないポイントではないかと個人的には思っております。

やや抽象的ですがけれども、以上でございます。

○長谷部委員長 大山委員、お願いします。

○大山委員 駒澤大学の大山でございます。

私は、議会を中心に政治制度を研究しております。実は、29次、30次も委員をさせていただいてまして、もうそろそろお役御免かと思っていたのですがけれども、多分、議会をやっている者ということでもた呼んでいただいたのではないかと思っております。

そういう関係で、今回の特に諮問事項を拝見いたしまして、1つすごく違和感を持っていることがあります。それは、人口減少社会が所与の条件で動かせない運命のようにとられているのは、本当にそうなのだろうかということ常々思っております。もちろん、人口減少社会というトレンドがあるわけですから、それに対応していく方策を考えていくことは必要ですが、これだけ減少してきたのは、私は、政策の失敗によるものだと思います。具体的にいいますと、女性政策、労働政策等々の失敗でこうなってしまったと思っておりますので、せつかくそれを取り上げるのであれば、少しそうでなくするにはどうしたらいいかということも考えるべきではないかと思っております。

今、申し上げたことは、主として国の政策の問題ですが、地方自治体ができることも決して少なくはないと思っております。これも前回の地方制度調査会でも多少議論になったところなのですが、日本の地方議会の議員さんは、女性とか、若年層の代表が極めて少ない。これは国会もそうですけれども、諸外国を見ますと、地方議会のほうが若い人や女性が多いのが普通であると思っておりますが、日本は、地方によってはむしろ逆になっているところがございます。こういうところを改善して、地方議会を通して、あるいは首長さんということもありますけれども、もう少し女性や若者の声を反映できる方法を考えていくのも重要なテーマとして取り上げるべきではないかと思っております。具体的には、地方自治体の選択でクォーター制みたいなものを入れるようにするとか、そういうことまで視野に入れないとこの状況を変えることは難しいのではないかと考えております。

以上です。

○長谷部委員長 よろしく申し上げます。

○鎌田委員 JR東日本JRフロンティアサービス研究所の鎌田と申します。本日より参加させていただきます。よろしく願いいたします。

私は、長年、流通の分野で仕事をしてきておりまして、こういった行政関係については、先ほど池内委員もお話されておりましたが、私も素人の領域ではございますが、消費者目

線の中から議論に参画させていただければと思っております。

現在、地産品等の生産販路拡大に関する研究を行っておりますけれども、これまで地域活性の仕事に携わる中で、やはり産業と雇用が地方に必要なだという認識を強く感じております。例えば私どもの会社の駅は、約1,700の駅がございますが、そのうちの上位100位の駅を選んだときに、その中に仙台駅だけが62位に入ってきます。しかしながら、それ以外の駅はとも100位に及びません。東京にどれほど人が集中しているのかという現状がその数字からも見受けられます。

では、人が少ないことが本当にそれだけが課題なのだろうか。先ほど大山委員もおっしゃっておられましたけれども、そういった中で、人の多い少ないということだけがメリット、デメリットではない。そういった地域の生き方というものもあると感じております。いろいろなものづくりが産業のコンテンツにもなると考えておりますし、今後また行政サービスのあり方も多様なスタイルがある中で、日本独自の、そして、民の力も含めたサービスがもしかすると新しく生まれるかもしれないと感じております。

これまでも多くの議論がなされてきた会議ということを伺っておりますが、さらなる人口動態であるとか、組織の現状をこの場で学ばせていただきながら議論に参画させていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○長谷部委員長 よろしく願いします。

○小林委員 弁護士の小林裕彦です。よろしく願いいたします。

私は、本業は企業法務といいますか、会社の関係の仕事と自治体の法務、裁判も含めてさまざまなことをやっておるのですけれども、最近はいろいろ三セクとか、大学で不祥事が起こったときの第三者委員会も仰せつかったり、M&Aとか事業再生の仕事を中心に力を入れてやっております。それ以外に包括外部監査をさせていただいております。今年も岡山市の包括外部監査委員をしております。岡山市はこれで3回目になります。それ以外にも、公認会計士さんに頼まれていろいろ補助者を務めてきまして、愛媛県、松山市、香川県、高松市のそれぞれ補助者を2年、3年担当させていただきました。

前回の30次の地方制度調査会に引き続いてまたこの調査会の仕事をさせていただいております。それ以外にも、総務省の住民訴訟に関する研究会とか、自治体におけるリスクマネジメントの導入と整備に関する研究会にも参加させていただきました。

今回の諮問事項ですけれども、私は岡山の弁護士で、よく中山間の現場を見るのですが、現に自治体からいろいろ相談を受けて現地へ行ったりとか、いろいろな法務の問題に携わったりします。岡山の県北のあるところなどは、自治体が人員も予算も限られて、大ざっぱに言いますと、職員が約30名、住民が約1,500人。これから先どれだけ住民が減るのか。深刻な危機感を皆さんが持たれて何かをされようとしているのですが、なかなか工夫の余地がないといいますか、お上げというか、せいぜい介護料を安くするとか、保育料を安くするとか、ここはいいところですよ、空き家などを安く貸しますよみたいな、

そういったことしかできていない感じで、そういう現状を踏まえて、どうすればいいのかなということはずっと考えておったのですけれども、なかなか妙案が浮かばない。

ただ一方で、民間の感覚からいきますと、下手すると本当に会社が潰れてしまいますので、とにかく必死で何でもかんでもやるのですけれども、そこまでの危機感もないのかなという気もしますし、それなりに潰れないといえますか、そういう安心感みたいなものも自治体さんはあるのかなと。もう県とか、市とか、そういったくくりといえますか、自治体の行政範囲とかそういうレベルではなくて、広域連携も前回の地制調の答申に出ていたけれども、もはやそういうレベルではなくて、行政職員も住民も企業もいろいろな関係者がみんな一緒になって地域のニーズに対応していかないとこれからの人口減少社会の過疎地ではどうにもならないのではないかなどと考えております。

あと、人口減少社会への対策というのは地方行政体制のあり方だけではどうにもならないので、労働政策とか、福祉の政策全般との絡みの中の話なので、かなり限定的にはなるのかなと思います。

よろしく願いいたします。

○長谷部委員長 佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 初めまして。中央大学教授の佐々木信夫と申します。よろしく願いいたします。

1つは自己紹介ですが、15年ほど東京都庁におりまして、その後、大学にかわりまして25年たちます。行政学とか、地方自治あるいは都市行政を教えたり、勉強したりしております。また、各地の自治体、議会あるいは青年会議所などで多く講演等をしておりますので、ある程度、現場の状況は大都市も地方都市、限界集落等々と言われるところも見ているつもりではございます。

また、この2年間は大阪市・府の特別顧問をしておりまして、大阪都構想にかかわっておりますが、なかなか1つの自治体が独自に新たな制度を構想していくことがいかに難しいか。これは執行機関と議会の関係、政党の関係、住民の関係、いろいろパズルをといっていかなければならない状況が見えておりますが、今、途上でありますけれども、そういう制度改革も少しかかわっております。

今回の31次地制調の諮問事項についても全て私は関心を持っております。1つは、人口減で申し上げますと、日本創成会議などが最近発表した数字が、政策の失敗等、いろいろな背景はあるとして、25年もすると約900の市町村がなくなるというショッキングな話が実は現実化するのではないかと素直に受け入れられるような印象を持っております。この週末発売されるある新聞にもそういう話を述べさせていただいております。

明治以来、人口がふえるものだというのがグラフを見てもそうですけれども、日本の前提であったと思いますし、自治体は常に存在をし続けるものだと考えてきたかもしれません。しかしこの2つのことが否定をされるという大きい転換点の始まり、そういう意味で

は、歴史の大きい転換点に立っているのかなと思います。この辺をどのようにしてそういう事態にならないようにしていくには、地方制度の問題ではもちろん限界があるとは思いますが、考えなければならない。その点、地方制度そのものも大きい転換期に来ているのかなと。

もう一つは、大都市圏の問題なのですが、30次の地制調の答申も大都市圏の問題及び大都市制度の問題について、特に半世紀ぶりに制度の問題については自治法の改正までつながったと総務大臣もおっしゃっていましたが、その通りよくやったと思います。ただ私は、違う角度で申し上げると、別の問題があると見ています。大都市圏のベッドタウンなどと言われる、あるいはニュータウンとも言ったかもしれませんが、いわゆる郊外自治体。都心から20キロ、30キロ圏域に通勤・通学圏であります。郊外自治体が崩壊の危機に立たされていくというシナリオが現実化していくのではないかと。どういうことかといえば、高度成長期に団塊世代の受け皿として団地とか、戸建て住宅群がたくさんつくられたわけですが、彼らの大量退職が始まっておりますので、所得が失われ、そうしますと、地元自治体に住民税が入らなくなる。同時に、その世代と子供たちは同居しておりませんので、次の世代の住まなくなった住宅の空き家が目立っていく。そうすると、土地建物の評価が崩落して、ついでに固定資産税まで入らなくなる。そうすると、市町村の有力財源である住民税と固定資産税という2つの税源を失った郊外自治体はどうするか。一方では、介護福祉等々、たくさんのお年寄りを抱えながら行財政需要が増えていくわけですが、一体どうしたらいいのだろうか。この問題は、これまで大都市は豊かだと言われてきたのですが、大都市が日本で一番貧しい状況がこの先出てくるのではないかと。この1、2年の話ではないのですが、5年、10年、15年と見ていきますと、そういう問題が現実化するのではないかとこの危惧感を持っております。多摩ニュータウンのそばに立地している大学で働いているものですから、余計そのことが気になるわけでございます。

以上です。

○長谷部委員長 よろしく申し上げます。

○清水委員 第31次から委員を拝命しました関西大学の清水でございます。どうぞよろしくお願いたします。

大学教員ということで御紹介いただいておりますけれども、実は、私は、公認会計士として監査法人に長い間、勤務しております。監査法人時代、今の教員時代も含めまして、この間、公会計、いわゆる政府部門の会計、公監査の実務と調査研究にずっと従事してまいりました。

包括外部監査、先ほどもお話に出ておりましたけれども、平成11年度から都道府県等については強制適用になりましたが、私の場合は平成12年から22年までほぼ切れ目なくずっと従事をさせていただきまして、いろいろ勉強させていただきました。平成23年からは大阪府の監査委員ということで、現在、監査に従事させていただいております。

審議事項に関連しましては、やはり監査及び内部統制につきまして、一層の発展に貢献

させていただくことができれば大変光栄だと思っております。これに関する問題意識についてちょっと申し上げますと、まず、外部監査制度ですが、これは制度発足時から熱意を持って私どもも取り組んでまいりました。また、一定の効果はあったと思っておりますが、現在、15年経過したわけでごさいます、今日ここでいろいろ紹介するのはあれなのですけれども、いろいろな問題が出てきておりまして、ほぼ役割は終了しつつあるのかなと個人的には考えております。

一方で、監査委員制度でごさいます、今、大阪府の監査委員をさせていただいておりますけれども、府の場合は、私の知る範囲では、全国の中でかなりガバナンス改革が進行している。最もと言ってもいいほど進んでいるのではないかと考えております。議選委員を減らす、あるいは市場化テストをするということで、かなり外部の目を入れて、熱心に取り組んでいるわけですが、やはりその中でも課題は多い。例えば監査のアプローチ、つまり監査方法論が確立していないとか、首長や監査委員事務局長が代わるたびに影響を受けるとか、いろいろな課題もあることも認識しているところでございます。

海外の先進諸国に目を向けますと、よく会計のコンバージェンスということが言われるわけですが、監査についても国際的な統一化が図られつつあります。これは民だけではなく、官の監査も含めて、そして、業績監査、財務諸表監査も含めてそういった傾向が見られるところであります。我が国においても、究極的には、国家の最高検査機関を中心にした監査の整備がゴールだと思うのですけれども、なかなか一足飛びにそこにはだとり着かないだろうということであれば、これまでいろいろ検討されてきた、また、平成9年の自治法改正のときに附帯決議ということで明記された監査共同組織といったことについても検討する時期に来ているのではないかと考えているところでございます。

内部統制制度についても、これはもう必須のもので、構築が首長の責任であることは間違いないことですが、それを法律上書き込むとか、評価書を提出するとかということではなく、どうやって実効性を持たせるかが重要なのであって、とすれば、やはりモニタリング機能である監査とセットで論じていかないといけないのではないかと考えております。

以上のような問題意識を持っているわけですが、さまざまな多方面の専門の知識をお持ちの先生方と議論させていただければ幸いですと思っております。

よろしく願いいたします。

○長谷部委員長 では、勢一委員、お願いします。

○勢一委員 西南学院大学の勢一と申します。お願いいたします。

私は、九州の福岡市に住んでおりまして、諮問事項のいわゆる地方圏に在住の研究者の立場で恐らくここに加えていただいているのだらうと思っております。地元では立場上、自治体行政実務との接点も多少ございますので、地方の実感というところも含めて考えていきたいと思っている次第でございます。

諮問事項を拝見しての第一印象としまして、2点ほど申し上げたいと思います。

1つは、諮問事項の地方圏の捉え方についてです。諮問の冒頭に「個性を活かし」とあ

りますように、地方圏の各自治体の置かれている環境はかなり異なっており、また、人口減少社会の到来のタイミングとその影響のあらわれ方もかなり多様になってくるだろうと考えられます。この点では、地方圏をどのように整理、分類して捉えていくかによって議論の仕方が随分変わってくるかと感じております。

もう一つは、諮問事項にあります2つのあり方について、つまり地方行政体制とガバナンスの関連についてです。今後求められる地方行政体制につきまして、第30次の答申では、地域連携、広域連携の推進が示されております。地域連携を基礎として、地方行政を展開していくことを前提にしますと、その体制変更が地域のガバナンスのあり方にも変更を迫ることに当然なろうかと思えます。さらに、そうした連携のもとでは、ガバナンスの重要性が増してくる部分もあろうかと思えます。同時に、ガバナンスがきかないような行政体制を選択することは避けるべきだという議論もできるかと思えます。

そう考えていきますと、諮問事項の前半部分と後半部分は密接に関連しているように感じられておまして、両者の整理もまずは必要かと思っている次第です。

他方で、現在の地域ガバナンスの状況を考えますと、市町村合併などが進んできておりますので、地方議会も、また住民の関心事についてもそれに合わせて変化してきているところがあるように思います。現状の問題点という部分と、今後の制度変更に伴って出てくるであろう問題点や論点があるように思われまして、こうした論点も含めてどのように整理していくかも考えなければならないと感じております。

この場をおかりして、私も勉強させていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○長谷部委員長 田中委員、お願いします。

○田中委員 宣伝会議という出版社に勤めております田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

宣伝会議という雑誌は創刊して60年なのですけれども、ずっと企業のマーケティングコミュニケーションをテーマとしてまいりまして、近年はあらゆる地域においても住民の方と行政が理解をし合って動くためのマーケティングコミュニケーションが重要であるという観点からいろいろな取材等を私自身も平素行っている次第です。

地域のかかわりというのは、制度とか法的なことは不案内なところもあるのですけれども、今回もテーマにあります人口減少の中でも、特に高齢化社会は非常にマーケティングにも大きなインパクトを与えていまして、これからの社会が大きく変わるだろうというところで、いろいろな観点から私どもも研究をしているところでございます。

高齢化の中で、今、地方の中小都市ですとか、自然共生地域と言われるところでは既に現在の問題ですし、都市部でも高齢化が起きてくるというところで、こういう中では、大量生産とか、大量消費の昔のマーケティングの時代とは違うので、新たなあり方が模索されるということで、世代同士が助け合う多世代社会みたいなことをどうつくっていくのかということ、世代同士が助け合う多世代社会みたいなことを普段の仕事の中ではテーマとして

考えております。

地制調におきましては、多世代社会をつくっていくという観点の中でも、住民視点における広域連携のあり方というのは考えるべきかなと思っております。また、住民に近くて、住民の意思をより反映できる議会のあり方を実現のための仕組みというものが特に今回の諮問の中でも私自身では関心の高い分野として考えております。

また、先ほどほかの先生もおっしゃっていましたが、連携といってもなかなか難しいところがあるのですが、この背景には、住民の気持ちですとか、地域ならではの文化とか、価値観ですとか、特性ということがありますので、実際に行うときには、やはりマッチングの行政側の高度な力ですとか、配慮も求められるところかなと思ってます。その際には、やはり一定のレベルを担保するためにも、ICTなどの活用も含んで仕組みを考えていく必要があるかなと思っておりまして、非常に多岐にわたる審議がこれから割と長期間にわたり行われると思うのですけれども、専門の分野は非常に限られてはいるのですが、こちらでいろいろと検討させていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷部委員長 よろしく申し上げます。

○辻委員 一橋大学の辻と申します。行政学及び地方自治論が専門です。よろしくお願いいたします。

私は、今回、この諮問を見まして、何人かの皆さんが既に言及されていますが、人口減少社会が非常に大きい課題だなと思ってます。人口減少社会の捉え方につきましては、委員の皆さんからも幾つかコメントがありました。私が一番思うのは、過疎法ができた1970年前後のことです。このころ、今の一部事務組合のシステムですとか、過疎法ですとかが整いましたが、人口統計的に見ると、もう1970年代というのは過疎のピークを過ぎていて、やや時期を逸した対応だったのです。このため、その後、せっかくいいことをやっても、効果は限定的だったのではないかと考えています。

ちょうど今、日本は、人口減少社会の入り口に差ししかかったところで、これから2030年、2040年代に高齢化のピークを迎えていきます。ピークを迎える前に人口減少社会を的確に捉えて、克服すべきものは克服し、対応すべきものは対応していくのは非常に重要なことだと思います。第30次のときも人口減少社会を意識した議論だったと思っていますが、31次も引き続きそういう議論ができることを、私自身はとてもやりがいのあることだと考えております。これが1点です。

もうひとつ、この点は今回の議論の中でそんなに時間が割かれることではないかもしれませんが、個性を活かし自立した地方をつくるという議論の大前提に関係することです。人口減少社会で高齢者がふえてきますと、重要なサービスは医療や福祉になります。しかし、医療や福祉については全国で同一のサービス体系をつかっており、今までの地域振興の世界に比べると、個性を發揮しづらいように思えます。そして、ともすれば、国に頼りがちな傾向も出てくるのではないかと考えています。そうした中でも、真に効率的、効果

的な分権的社会をさらに発展させていけるのかどうか、隠れた大きな争点だと思っております。

3つ目に、人口減少社会ということで、今、いろいろ議論されています。ところが、議論はとても盛んに行われ、議論の花は咲くだけでも、なかなか改革の実現には結びつかないということも、よくあります。私は、人口減少社会に係る差し迫った問題に対しては、大いに議論すべきところは大いに議論しながら、着実に成果を出すべきところは着実に成果を出していくことが必要だと思っております。

30次のときも難しい議論がありましたが、幾つか着実な成果を出すことができました。今回の地制調におきましても、そういう議論ができるよう努力していきたいと思っております。

以上です。

○長谷部委員長 よろしく申し上げます。

○武藤委員 法政大学公共政策研究科の武藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。

諮問事項に関しましては、日本の制度が抱えている積年の問題を30次、31次と、これまでも引き続きいろいろな側面から検討して、解決策を模索してきている延長上にあると思えますが、新しい側面としては、私も、95年の分権推進委員会の際に参与としてかかわった地方分権が質を変えて、違った側面から問題としていって、自治をどう築いていくかということを経験しなくてはならない。そういう新しい局面の段階に入っているかなと思っております。

人口減少社会というのは、もう既に長いこと日本の傾向として、これを大きく変えるのはなかなか難しいとしても、先ほど大山委員が言われたように、日本の政策の失敗としての人口減少という傾向に対してどのように対応するかは地方行政の問題として考えてできるのかどうか。あるいは人口減少ですが、世界的に見ると人口は増大していて、食料不足云々が議論される時代なわけですから、外国人との関係を見直していくと、この問題はそんなに難しくないのか。それとも、そういう解決の仕方は政策の失敗を別の切り口で解決していくことになりますから、その意味では好ましくないところもありますが、グローバルな視点を地方自治の中にも見ていく観点からするならば、人口減少社会というのは、政策的にそれほど難しい問題ではないのではないかと秘かに思っております。むしろ日本はいまだに過密が続いていて、ヨーロッパなどに住んでみればわかりますが、アメリカもそうですが、ニュージーランドもそうだと思いますが、少ない人数でもっと活気のあるまちができているということから考えますと、過密の中で衰退していく日本の今の状況は、これまでの延長ではなくして考えてみる要素があるのではないかなと思います。

そういう意味で重要なのは、自治体消滅という問題を御指摘されていた方がいますが、限界集落問題といい、地方の過疎化が進み、都市の過密化が進むという、この一極集中とか、二極集中とか、そういう問題をこれをもう少し日本に平準化させるというか、日本全体を均衡化させる仕組みをちゃんと考えないとこの問題は解決できないのではないかと思

います。

その関連で言うと、福島は今、原発で避難している自治体などがこのままいくと消滅する可能性が出てくるわけですが、10年後に戻る、20年後に戻るというときにちゃんと自治としての体制というか、ガバナンスというか、そういうものが維持できる仕組みを今、考えておかないと、福島の避難自治体はやがて消滅してしまう気がしています。今回、そういうテーマにはなっておりませんが、何らかの形で関係すると思いますので、その点の議論する余地があったらまた意見を述べたいと思っております。

以上です。

○長谷部委員長 よろしく申し上げます。

○村木委員 千葉大学の村木と申します。

専門は都市計画です。少し分野が違いますので、違ったことを申し上げるかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、自分で今回の資料等を拝見させていただいて、日ごろ思っていることを少しお話しさせていただきたいと思ひます。

専門が都市計画ですので、人口減の中で、現在、私の関心があるところが、集約型の都市構造をどうやってつくっていくかということです。都市構造を考えるときに、やはりなかなかすぐには都市構造の変換ができませんので、長期にわたって考えていく必要性があると考えています。

そのようなときに、やはり大都市圏、地方都市圏でもどちらでも同じなのですが、今日の資料にもありましたが、人口の低密度化と地域偏在。これは資料の中で1平方キロの地点で見られているものが出ていたと思ひますが、例えば高齢者が歩くことの観点から考えますと、1キロを歩くのは結構難しい。そうすると、都市計画などでやっていますと、500メートルで見ていく。500メートルで到達できるところに何があるのか。このような感じのことを考えていくと、将来的にスポット的に、大都市でも地方都市でも同じなのですが、人口がすごく減少するところと、高齢化が顕著になってくるところが出てきて、こういうところから今後の行政制度はどう考えていけばいいのか。どんなサービスをどういう形で提供していけばいいのかということも課題ではないのかなと思ひます。

もう一つ、これに関連して思っていることが、行政の中でよりよいサービスの提供等を考えていくと、各課に分かれている計画の整合性とか、計画期間の違いが比較的大きく影響してくるのではないのかなと思ひます。私がおつき合ひしている行政体だと、長期計画が10年で、都市計画が20年。ところが、高齢福祉の計画は3年。そんな中で人口減に対してどんな行政のサービス、こういうものを計画の中でつくっていくのか、この辺のすり合わせをどうしていくのかということももう一つ課題ではないのかなと思ひます。

最後に、広域行政のことがあったかと思ひますけれども、今までもいろいろなところで議論してきていたと思ひますし、先ほどからも先生方から御指摘があったかと思ひますが、連携の必要性は言われていても、何をやるのか。あと、連携をするのに最適、もしくは効

率的な大きさはどう考えていけばいいのか。この辺のこともあるかと思えます。例えばイギリスだとシティ・リージョンという形で、それをうまく活性化されるための仕組みがあったり、私が1年ぐらい住んでいたアメリカのオレゴンのポートランドだと大都市圏で、個別の自治体の権利よりも大都市圏を先に考えていく。どのような形をとっていきのが今後の大都市圏とか、地方都市圏という圏域で考えた際に望ましいのか。こういったところに関心を持っております。

ちょっと分野が違うかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

会長、副会長を飛ばしてしまいましたけれども、何か御発言を。

○碓井副会長 明治大学の碓井と申します。どうぞよろしく願いします。

30次では、小委員会の小委員長を務めておりまして、余り発言することができませんでしたが、多分、この場では、副会長という立場ではなくて、一委員という立場で発言することになるのだと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

私の関心はいろいろありますが、従来の研究からいくと、監査制度というのはもちろん関心事であります。昨年度まで科学研究費をいただいて研究してきたテーマの中で、私は、議会制度というものを空想みたいに描いてまいりました。その中で、特に大都市あるいは中都市でもいいかもしれませんが、都市部における議会のあり方を考えたときに、議員を専門の仕事とする。要するに、プロの議員さんたちで構成される議会だけであっていいのかが私の関心事でありまして、それを補完するようなシステムを地方議会の制度に導入できないかということで、いろいろ研究会でも発言したことがあるのですが、大抵潰されまして、制度化にはなかなか難しそうなのですけれども、そういう個人的な関心事の延長上でこの問題は受けとめて考えていきたいと思えます。

この前の総会におきまして、交流ということが議員さんの委員等から特に発言が多かったと思えますが、諮問事項の中でも、人口減少社会ということがうたわれていまして、これを地方制度としてどう受けとめるかということについては、先ほど飯島委員の御発言にもありましたようになかなか難しそうところがあるのです。しかし、これもあえて大胆に言えば、この際、発言してしまいますと、今まで私たちは1つの地方公共団体の住民でしかなかったのですが、それから脱皮する何かをひょっとして提案ができるのかなと。これも全く個人的な今の妄想であります。

以上でございます。

○長谷部委員長 会長、お願いします。

○畔柳会長 会長をやらせていただいている畔柳でございます。

この間、総会でもお話をさせていただいて、述べさせていただいたのですが、30次のときは副会長という立場で、一委員という立場だったのですが、今度は会長なので、やはり皆様のお話をよく伺って、今日、1人3分というお話でもいろいろとなるほどということが多かったので、ぜひ最初のうちはいろいろな分野からのお話を伺って、議論を深

めることがまず大事ななと思いました。

私は、経済界から来ておりますので、一委員としては、どうしてもそちらの関心が強いのですけれども、1つの大きな日本の問題が今、一言で言うてしまうと、経済成長と財政改革の両立というものだと思います。これは世界からそこを注目されているし、それができなければ日本全体がおかしくなるというのがテーマで、とにかくそれは内閣の問題となるのですけれども、あるいは東京で議論されているような感じになるのですが、日本の経済のGDPなどを考えますと、いわゆる首都圏経済が3割として、7割は地方であって、地方経済の現場において、経済成長と財政改革の両立が問われているということだと思っています。

したがって、そのことについていいますと、非常に切迫度がある問題が1つのテーマであって、今回の人口減少という提起は、それと関係ない問題ではないのだと思いますが、人口減少社会と捉えたときに、とにかく先ほどから議論が出ているようにいろいろな捉え方があって、2030年にはこうなる、2050年にはこうなるという、ややそこから議論が抽象化されるリスクがあると思いますけれども、先ほどから議論が出ているとおり、人口減少問題をさっきの経済成長と財政改革の両立ということもそうですが、どのくらい現実的な切迫度を持った問題として、この地方制度調査会の場で捉えるか。その問題意識をまず持って、それでやれることは何なのか。現実的な対応は何なのか。そういう議論を深める必要があるのではないかと。

そういう意味でいいますと、そんなに短期の話ではないけれども、中長期的というか、短期、中期的な捉え方で問題を深めないと、基礎自治体が千七百幾つある中で、先ほどのようなおっしゃっている、半分ぐらいが非常に少ない、3万人以下が1,000に近いという話は現実に地方自治、住民生活の現場においてさまざまな問題が既に問われているわけだと思うので、至急それをなるだけ捉えて、できる対応をしていくというような、地方制度調査会ではあるのですけれども、そういう環境ではないのかなと思っています。経済ということと、住民生活を守るという視点の両立をどうするかが大事ななということ。

そうすると、最後にその問題を詰めていくと、30次のときもそうだったのですけれども、基礎自治体に問題が投げかけられる。大きいところは横浜市から、小さいところまであるのですけれども、そういうことになるのかなと。そうなりますと、そのガバナンスという問題は、特に小さい基礎自治体のガバナンス問題は政策企画能力を含めて問題になっていくのではないかなというような、若干これは諮問の問題の監査とか何かとは少し離れるかもしれませんが、その監査を受けるにしても、基本的な基礎自治体の基礎能力みたいなものが問われることにもなるのかなという気がしております。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

ひとあたり御発言をいただきまして、触発されてさらにまた御発言をという方もいらっしゃるかもしれませんが、申しわけありません、しばらくお待ちいただきまして、本日の

審議に当たりまして、実は、参考になる資料を事務局のほうで用意をさせていただいておりますので、これにつきまして、まずは、事務局のほうからお願いをできますでしょうか。  
○時澤行政課長 行政課長の時澤でございます。よろしくお願いいたします。

資料といたしまして「諮問事項及び関連資料」とタイトルのついたものがございます。これにつきまして、説明させていただきます。

1 ページ目は目次でございますので、めくっていただきまして、2 ページ以降でございますが、30次の地方制度調査会におきましても人口減少関係の資料をお示ししておりますが、これらにつきまして、関係府省において公表されている資料をもとにいたしまして、可能な範囲で時点更新をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、2 ページ目、我が国の総人口の長期的トレンドをあらわしたものでございますが、現状が継続することを前提といたしますと、約50年後の2060年において、人口が8,600万人余、2100年には人口が5,000万人を割り込むという見込みでありまして、1,000年単位で見ましても類を見ない、極めて急激な減少ということが言えるのではないかとこの資料でございます。

3 ページ目は、総人口の推移を年齢区分別にあらわしたものでございまして、現在の傾向が続きますと、今後、15歳から64歳という生産年齢人口が大幅に減少いたしまして、2060年には約4,400万人となる見込みでございます。この生産年齢人口の割合は、グラフにおきましては、オレンジ色の折れ線となっておりますけれども、横軸の2060年には5割超の割合まで減少することがわかると思います。

一方、2060年におきまして、65歳以上の高齢者人口比率は4割に達しまして、特に75歳以上人口が2,300万人となる見込みでございます。紫色の折れ線をごらんいただきますと、75歳以上の人口の割合が今後、大きく増加いたしまして、2060年で約3割に迫るとこのことがわかると思います。

4 ページは、世帯数の推移に関するものでございまして、まず、左側の世帯類型別世帯数の推移のグラフをごらんいただきたいと思います。一番下の2050年には約4割が単独世帯となり、夫婦と子からなる世帯は少数派となる見込みでございます。

右側の単独世帯数の推移のグラフをごらんいただきますと、同じく一番下の2050年におきましては、単独世帯のうち5割超が高齢者単独世帯となることが見込まれているというものでございます。

5 ページは、人口の低密度化と地域偏在に関するものでございまして、日本地図上の青色の部分が2050年の人口が2010年比で50%以上減少する地点でございます。

右側の人口増減割合別の地点数のグラフをごらんいただきますと、居住地域の約2割は無居住化いたしまして、これも含めて、現在の居住地域の6割以上の地点で人口が現在の半分以下に減少する見込みというものをあらわしております。

さらに、右下の市区町村の人口規模別の人口減少率のグラフをごらんいただきますと、人口規模が小さくなるにつれまして、人口減少率が高くなる傾向が見られます。特に、人

口が1万人未満の団体では、およそ半分程度に減少すると見込まれているというものでございます。

おめくりいただきまして、6ページでございます。6ページ、7ページは、第30次の地方制度調査会の答申をお示ししております。

第30次の地方制度調査会におきましては、人口減少社会を念頭に置きまして、暮らしを支え、経済を牽引していく核となる都市や圏域を戦略的に形成し、その上で基礎自治体が対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要であるという認識に立ちまして、制度の見直し等の答申を行ったものでございます。

まず、現行の大都市等に係る制度の見直しのうち、指定都市関係でございますが、この指定都市制度につきましては、「二重行政」の解消をすること。事務移譲に伴う税財源の配分。そして、「都市内分権」による住民自治強化ということをお示しとして提言をしております。

右側にあります中核市・特例市につきましては、人口20万人以上であれば保健所を設置することによりまして、中核市となるという形で、中核市・特例市の両制度を統合することによりまして、一層の事務の移譲を可能とすべきということをお示ししております。

7ページの右側でございますが、今後の基礎自治体の行政サービス提供体制につきましては、自主的な合併や、市町村間の広域連携、そして、都道府県による補完など、さまざまな手法の中で、各市町村が最も適したものをみずから選択できるようにする必要があるといたしまして、広域連携を一層進めていくために、一部事務組合でありますとか、広域連合、協議会、機関の共同設置、事務の委託といった、現行の事務の共同処理に加えまして、柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきといたしております。

その上で、地方圏におきましては、地方中枢拠点都市を中心とした連携を行い、それ以外で定住自立圏施策の対象となり得る地域におきましては、その取り組みを一層推進することが必要であること。

三大都市圏では、面積は狭いが規模・能力が一定以上ある都市の間で、水平・相互補完的、双務的に適切な役割分担を推進すること。

そして、地方中枢拠点都市、あるいは定住自立圏の中心地から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、都道府県による補完も選択肢として考えられる。

こういったことを述べているものでございます。

以上が答申の簡単な中身の御紹介でございますが、8ページには、その答申を受けました取り組み状況をまとめておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、指定都市関係、「二重行政」の解消のうち、事務の移譲につきましては、分権一括法というものを法律で提出してございまして、本日、成立したところでございます。

県費負担教職員等の負担に伴う財政負担でございますが、これは、個人住民税所得割2%の税源移譲を行うということで合意がなされて、税制改正大綱にも明記されてございます。

指定都市と都道府県の協議の場の設置でございますが、指定都市都道府県調整会議を設置する。そして、指定都市の市長、あるいは都道府県知事は、総務大臣に必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする。

こういった内容を地方自治法の改正の中に盛り込んでいるところでございまして、地方自治法の改正につきましては、5月23日に成立をしているところでございます。

指定都市の見直しのうち、「都市内分権」による住民自治の強化につきましては、区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする。区に代えて総合区を設けまして、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとするということを改正自治法の中で盛り込んでおります。

中核市・特例市の統合につきましては、これも自治法におきまして、特例市制度を廃止いたしまして、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するという。それに伴います必要な経過措置を設けております。

2番目の大きな柱の基礎自治体関係でございますが、新たな広域連携の制度につきましても、自治法上、制度化をいたしておきまして、ほかの団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針、役割分担を定めます「連携協約」というものを締結することができるというものを自治法上、位置づけております。

また、事務の一部を当該団体の名において、他の地方公共団体の長等に管理・執行させること、事務の代替執行と申しておりますけれども、そういった新しい制度も自治法の中に位置づけをしておるところでございます。

市町村間の広域連携、特に、地方中枢拠点都市につきましては、経済財政諮問会議で取り組みを提言いたしまして、平成26年度予算におきましても、国費により、先行的なモデルを構築するといったしておきまして、これをもとにさらに地方財政措置を検討することといたしております。

10ページが以上、申し上げました地方自治法の一部を改正する法律の概要でございます。

先ほど申し上げました新たな広域連携のモデル事業ということで、11ページに資料をおつけしております。新たな広域連携の取り組みを推進するために、国が積極的に支援をいたしまして、先行的なモデルを構築することといたしております。

中身につきましては、3つございまして、地方中枢拠点都市を核とする圏域における取り組み、都道府県による補完の取り組み、そして、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取り組み。こういった3つの分野で全国から応募いただきまして、モデル団体を決定して、さらに推進をすることにいたしております。現在、選定作業中でございます。

12ページが、地方中枢拠点都市のイメージでございます。

地方中枢拠点都市は、三大都市圏以外で指定都市、新しい中核市、20万人以上でございますが、そういったもので、昼夜間人口比率が1以上で圏域を支える都市ということで考えているものでございまして、今、イメージ図でお示ししている61市が地方中枢拠点都市

になり得る地域ということを示している図でございます。

13ページは、地方公共団体におけますガバナンスの基本構造をあらわした図でございます。多少わかりにくいかもしれませんが、ごらんいただきたいと思います。

基本的な構造は、憲法第93条に基づきまして、議事機関として議会を設置し、議会の議員、そして長がそれぞれ住民の直接公選によることとされておりまして、議会が地方公共団体の意思決定を行う。長がこれに基づいて執行というのが基本でございます。

真ん中の上のほうにございます。まず、議会でございますが、議会の権限の中心は、地方自治法第96条に基づきます議決権でございます。議会はこの議決権の行使を通じまして、予算や条例など、地方公共団体の運営全般にわたって意思決定を行うとともに、契約の締結でありますとか、財産の取得処分など、長による執行権限の行使に対しましても、事前段階から関与する仕組みとなっております。加えまして、議会は検査権、調査権等の権限も有しているところでございまして、議会は地方公共団体の意思を決定する機関であるとともに執行機関を監視する機関としての役割も担っておりまして、議会と長が相互に牽制し合うことによりまして、地方自治の適切な運用を実現することとされているものでございます。

一方、下のほうに長の図がございまして、長は、地方公共団体の事務につきまして、包括的に管理執行権限を有しているものでございます。

地方公共団体の適正な財政運営、行政運営の確保は、まずは長、他の執行機関も同様でございますが、長を初めとする執行機関がみずからの責任と判断において行うというのが基本でございます。現行では、長は内部組織を設けまして、決裁権限の割り振りを行うこと、あるいは権限の一部を委任することができることとされておりまして。

また、会計管理者と書いておりますけれども、会計事務につきましては、その適正な執行を確保するために、職務上、独立をいたしまして会計事務をつかさどる権限を有する機関として、会計管理者を置いておくこととなっております。それによりまして、予算執行機関であります長と分離させることで内部牽制が働く仕組みを構築しているものでございます。

右に監査というものが書いてございますが、地方公共団体の内部におきましては、長から独立したチェック機関として監査委員の仕組みがございまして。監査委員は財務監査のほか、事務の執行に関する行政監査を行うこととされておりまして。さらに、右のほうにございますように、地方公共団体の外部からのチェックといたしまして、平成9年に制度化されました外部監査人による監査もございまして。これらによりまして、公正かつ適正な行政運営を担保することとされているものでございます。

これらに加えまして、地方自治法におきましては、住民自治を徹底するための事務の監査請求等の直接請求制度、財務事務の民主的統制のための住民監査請求、住民訴訟といった直接的な統制の制度も設けられているところでございます。

このように、地方公共団体におきましては、執行機関みずからによる取り組みのほかに、

議会による監視、監査委員、外部監査人による監査、さらに住民訴訟など、住民からの直接的な統制の仕組みが存在をしているところをごさいます、これらの事前事後のチェック体制が全体として実効的に運用されることによりまして、行政運営の適切さが確保される仕組みとなっているものをごさいます。

14ページは、地方議会制度の概要、15ページは、監査制度についての資料をおつけしてあるところをごさいます。

以上、資料の説明をごさいます。よろしくお願ひいたします。

○長谷部委員長 時澤行政課長、どうもありがとうございました。

それでは、お待たせをいたしました。審議事項全般につきまして、また、ただいまの事務局からの御説明につきまして御質問等も含めまして、どうぞ御自由に御意見、御質問等をいただければと思います。

いかがでございましょうか。

佐々木委員、お願ひします。

○佐々木委員 最後に議会の話がございましたけれども、実態を見ていますと、議会の運営の問題云々もございしますが、議員になる人がいなくなっている。これは後で調べてデータをつくっていただきたいのですが、最近、非常に無競争当選という現象が市長だけではなく、議員の選挙でふえてきている。特に10万人以下の規模の自治体になりますと、3分の1から半数近くが無競争という状況が生まれてきているように思います。それが3回ぐらい続きますと、実際は、選挙の洗礼とはいいませんが、選挙で選ばれない方々が実は、議会を構成しているという実態を少し全国的に調べてみられると、議会のあり方論以前に、選挙制度そのものがもう既に基盤を失いつつあるのではないか。これが非常に気になるところで、議会制民主主義云々という議論の前提で、草の根民主主義は非常に枯れてきているという、これは人口減少とも絡むのだらうと思いますけれども、自治体の意思決定機関であるという据え方はそれでいいのですが、実際はその意思決定にふさわしい方々が選ばれていない。

もう一つは、サラリーマンの方々がほとんど立候補できる仕組みにありませんので、自営業者とか、退職者とか、特定の方に偏っている。年齢もそうかもしれませんし、男女もそうかもしれません。少しこのテーマから外れるのかもしれませんが、地方選挙制度の現状と課題みたいなものも議会制度と関連して少し調べて議論していく必要があるのではないかと思います。

○長谷部委員長 ありがとうございます。

ただいま佐々木委員から、議会の選挙を含めた構成について問題提起あるいは調査の要請がございましたが、関連して何かございませうでしょうか。

大山委員、お願ひします。

○大山委員 選挙の話は、前回か前々回の地方制度調査会でも出かかって、余り議論せずに終わったような印象があります。本当はすごく大事なことなのですからけれども、御承知の

とおり、ここは地方自治法の改正みたいなことがメインなので、そこをどのくらいやるかはある程度考えておいたほうがいいと思います。公職選挙法のところに入っていてもいいのかということをもう少し考えておく必要があるかと思います。

先ほど副会長がおっしゃった、議会以外に何かほかの仕組みが置けないかという話なのですけれども、私は、前から住民総会を今は地方議会にかえて置くことができることになっておりますが、両方、並置してもいいのではないかとも思っているのです。その辺もしあれでしたら考えていただければいいかなと思います。

○長谷部委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

○碓井副会長 佐々木委員から御発言がありました事情も、実は、私の提案の基礎にありまして、私たちは議員を選ぶときに、選ばれた以上はその職に専念せよというつもりで送り出していると思うのですが、サラリーマンの人がそれに専念できる状況にはありませんね。そうしますと、現在、雇用社会で働いている人たちが選挙で選ばれて加われる仕組みも必要ではないか。しかし、議員をプロとする人たちもやはり必要。その両方の兼ね合いを考えた制度が考えられないかというのが私の発想でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 議会についてどこまで提案すべきかという問題はあるのですが、私もここで申し上げたいのは、議会事務局の問題で、議会事務局の職員はほとんどが市長部局に戻るようになっていまして、そうすると、本気で議員さんに、議員さんが本来調べるべきことかもしれません、個人商店のような体制で議員さんがいますから、なかなか政策論であるとか、内部には踏み込めなくて、そうすると、事務局職員がスタッフ的な役割を担う必要があるのではないか。しかしながら、事務局職員はやがて、事務局長以外はほとんどの人が市長部局に戻るために、余り厳しいことは言えないのではないか。そうすると、議員さんを支えるスタッフが現状ではほとんどない状況なので、そこをどう考えていくかは、議会の権限とかも重要だとしても、議員さんのそうした調査能力などを補佐する部分、まさに議会事務局が非常に弱いので、なかなか議会が本気で市長部局を監視するようなことは難しくなっているのではないかという問題意識を持っているのですが。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

議会について関連の御発言が続いておりますけれども、ほかにはいかがでございましょう。

もしないようでしたら、ほかの論点に関してでもいかがでございましょうか。

清水委員、お願いします。

○清水委員 これは内容ではなくて、進め方の問題でちょっと確認させていただきたいのですが、例えば監査制度であるとか、内部統制に関することを総務省さんのほうでも研究

会ということで、つい最近も報告書が出たりしていますね。29次等でも出ているのですが、これとの関連はどう考えたらよろしいでしょうか。済みません、初めてでそのところがよくわからないのですが。こちらでの議論は。

○長谷部委員長 これは事務局のほうで何か進め方について、今のうちからイメージはございますか。

○清水委員 要するに、全く白紙でここでスタートするかということです。

○長谷部委員長 お願いします。

○山崎審議官 審議官の山崎です。

研究会は、地方制度調査会の議論も視野に置きながら、現状においてどういうポイントがあるかとか、そういうものを事前に我々として勉強するための研究会みたいなことでございましたので、それが必ずしも前提にならなくて結構でございます。自由な議論の中から、しかし、何もなくて白紙のところを議論を進めるのはなかなか難しゅうございますので、かつての地方制度調査会におきましても、地方制度調査会の議論を行う前にあらかじめいろいろな研究とか勉強をしておったことはございます。その程度の話でございます。それを前提にこれを進めていくのだという話ではありませんので、お願いいたします。

○清水委員 わかりました。

○長谷部委員長 虚実皮膜の間にやりとりがございますが、そういうことでよろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 私だけ発言して申しわけないですが、ぜひ資料をつくっていただきたいという話です。何度も諮問され、答申も出ているテーマのように思いますが、法改正などその実現度が分かりませんので、対照表のような年表をつくれないでしょうか。年表で、31次が始まったばかりですけれども、30次からさかのぼって、20次ぐらいまでさかのぼるかどうかわかりませんが、繰り返し、繰り返し同じテーマが出てきているのです。人口減少というのは新しいかもしれませんが、議会も監査も。それを全部読めばいいのですが、先ほどコンパクトに30次はこういうことが答申をされて、法改正にはこうつながりましたと2、3枚で整理されましたね。この種のものが同じテーマで年表として並んでほしいのです。つまり、諮問事項としては出されたけれども、中身は何も出てこなかったというものも、申しわけないのですが、あるような感じもするのです。というのは、ほかのほうにエネルギーを注いだ結果かもしれません。特に、議会とか監査は何度も出てきているような感じがするのですが、どこまで法改正が成果であるかわかりませんが、1つの成果物として現実の制度改正として動いているのか、議会についても定数の上限を外したり、常任委員会を2つ兼ねるようにしたり、細かいいろいろなところはあるように思うのですが、それは行政課長か審議官のほうの仕事かもしれませんが、10回分ぐらいを一度、整理していただきたいというのが私の要求なのです。

○長谷部委員長 ちょっと私のほうで引き取らせていただいて、具体的にどういうことができるのか検討させていただければと思います。

ほかにはいかがでございましょうか。

今のところ、議会のお話でございすけれども、関連して、ガバナンスの問題あるいは監査の問題等も諮問事項として提起されておりますが。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 また質問なのですが、資料の目次のところにガバナンスの一番最後に住民訴訟制度というのがありますが、どなたも多分、言及を余りされなかったかと思うのですが、むしろどういう論点、問題があり得るのか。もしそういう問題意識をお持ちの先生がいらっしゃいましたら教えていただきたいのですが。

○長谷部委員長 問題意識をお持ちの先生として私が差し当たり思い当りますのは、碓井副会長と小林委員ですが、いかがでしょう。

○碓井副会長 関心は持ち続けておりますが、御承知かもしれませんが、一番話題になってきたことは四号請求訴訟で、制度改正後の現在では、損害賠償を求めべき、損害賠償請求をすべき、あるいは不当利得返還請求をすべき旨の判決を求めていく四号請求訴訟というものがあるのですが、それに基づいて、世間的な感覚からいくと、巨額の損害賠償を請求せよという判決が出されたりする。そういったことが果たして安心して地方公共団体の職務に専念すべき首長等の責任の問い方としていいのだろうかということは常に議論されてきていると思います。

○長谷部委員長 小林委員、何か補足はございますか。

○小林委員 これは、住民訴訟の制度自体がガバナンスとどう関わってくるかというものではなくて、例えば内部統制との関係で、内部統制をきっちりやっていたら、住民訴訟のところで責任が発生しにくくなる。具体的に言うと、四号訴訟の要件としての故意、過失の過失が認定されにくくなる。そういう議論で出てきたことなのかなという気がしています。

○清水委員 わかりました。

○長谷部委員長 ほかにいかがでございましょうか。

制度的な側面ではなく、前半部分でお話のありました人口減少社会への対応ということでもさらに御発言がございましたらよろしく願いいたします。

どうぞ。

○碓井副会長 余り発言しないようにしたいと思っておりますが、先ほどの清水委員の御発言にちょっと質問させていただきたいのですが、外部監査制度は個人的には役割を終えたのではないかという御発言があったかと思っております。その心はというか、お聞きしたいというのが本音なのですが、例えば私の私見では、現行法では、義務づけられているところはもちろんのこと、条例によって包括外部監査を導入したところでも、地方自治法に従ってやれば、多分、毎年度やらなければならないことなのですが、これは大変な負担では

ないか。私の地方自治法の解釈が間違っていないければの話ですが。私の感覚では、3年か4年に一遍やればいいのであって、巨額の監査報酬を小林委員に払う必要はないという感じなのですが、清水委員、その本音をお話いただければありがたいです。

○清水委員 包括外部監査は、随時監査の補完であるわけです。監査委員の監査の補完でありまして、監査機能を強化しようとする、監査委員及び監査委員事務局の監査を強化するという動きに移行しつつある自治体がふえてきていると私は認識しています。まさに大阪府はそうなのですが。そうしますと、結局、同じような仕組みでやることになりまして、外部性、専門性ということで目新しかったものが、今はそういう価値が薄れかけていることが1つ挙げられると思います。

それとあとは、15年たつということがありまして、ざっくりばらんな話ですが、報酬の倍ぐらいの内容の報告書を出しているはずですが、それが1回きりに終わってしまうものだから、継続監査ではないわけです。ですから、結果が十分活用されているとも私は言いがたいと思っています。

さらに、15年たって、テーマの選定、探すことについてもなかなか苦勞する。監査委員事務局、監査委員との重複もありますので、そういったテーマ探しの部分でも結構限界にきているのかなという感じがします。

これもさっきの監査委員監査とも共通するところなのですが、やはりそのときの首長さん等に左右されることもあります。やり方は、当初はかなり横一線スタートだったと思うのですが、大分その後、例えば報酬が半分になるだとか、期間が限定されるだとかということになってきていますので、必ずしも本当にやるべき監査がやられているかという、そうでもないと思うのです。ということで、私が先ほど申ししたのは、もう一定の役割は過ぎたのかなという趣旨でございます。

○長谷部委員長 どうぞ。

○小林委員 包括外部監査について一定の役割が過ぎたかどうかはわからないのですが、ただ、少なくとも包括外部監査の制度というのは根本的な問題点がありまして、29次の地制調の報告書にも出ていたと思うのですが、結局、監査基準がないのです。簡単に言いましたら、テーマの設定から何からみんな監査人が決めるのです。もっと言いましたら、最近多いのが、今年、岡山市もそうだったのですが、監査人さんのほうで何がやりたいかプロポーザルを出してくださいと。それが市のほうの方針と合っていたら選任しますよみたいなコンペ方式なのです。結局、包括外部監査については、監査基準がなく、しかも、監査人の職人芸みたいなのところがありまして、明確な問題意識の下、一定のテーマの中で、それなりの指摘事項が出てくればいいといった感じの監査だと思います。

もう一つの根本的な問題というのが、包括外部監査は法令上、財務監査がベースになっているのです。監査委員みたいに行政監査ができるということが明確に規定上書かれていないのです。しかし、財務監査だけだったら、むしろ監査事務局のやっている監査のほうがかきめ細かくやられているのです。包括外部監査のほうは、財務監査をベースとしつつも、

3Eの監査、有効性、効率性、経済性も盛り込んだものとして運用されているというだけで、制度として不明確というか、基盤がはっきりしない。以前、私は外郭団体の監査のときに、こんな外郭団体はなくしたほうがいいではないですかと指摘したのですが、これは果たして監査人の役割に入るのかどうなのか、自分で問題意識を持ちながら、どこまで書いていいのかなと悩みながらやった経験があります。

加えて言いますと、包括外部監査については役割はまだ果たし終えていない気もするのです。と言いますのは、やはり内部監査というのは、かなり網羅的ではあるのですが、余り問題点が出ないのです。簡単に言いましたら、あまり指摘事項がない感じです。単なる稟議書の書き方のところで数字が違っていましたとか、稟議書のところの欄が全部埋まっていますとか、そのような些細なことしか書かれていないことが多いような気がしています。むしろ、包括外部監査のほうが雑然とはしていますが合規性違反とか3E違反とかのいろいろなものが出ているような感じです。包括外部監査は一種の職人芸であって、監査基準がなく、ぴんきりがあるのですけれども、ケースによっては自治体にインパクトを与えているものがあることはあったのです。だから、その意味で、29次地制調の報告書に書いているような全国一律の組織みたいなものをつくって、そこで監査人をプールしてどうこうみたいなことをやるとすると、それこそ企業の会計監査みたいな感じになってしまうのではないかと危惧しています。あれは御承知のとおり、財務諸表の適正な監査として、証拠をサンプル抽出して一定の監査計画の下やっておられて、ただ、きちんとした監査マニュアルに基づいて財務諸表が適正です的な会計監査的監査だけで終わってしまうと、自治体の外部からの監査としてはそぐわないのではないかと。むしろ外部の専門家が職人芸としてさまざまな問題意識の下、問題点をえぐっていくような監査もどこかで制度として取り残しておいたほうがいいのではないかなと思います。

○長谷部委員長 清水委員、お願いします。

○清水委員 まず、今、おっしゃったことで、監査基準がないというのは、監査委員監査も同じで、そこはないというのがあります。ですから、先ほど申しました監査の方法論といいますか、アプローチが確立していないことは共通する問題だと思います。

インパクトがある報告書が出たと。それは私もそのとおりでと思いますが、外部の目は必要だと思いますけれども、私が申し上げているのは、監査委員監査、さっき内部監査とおっしゃいましたが、いわゆる監査役監査に相当する組織の中でやる監査は存続させるべきだと思っていますが、それと同時に、おっしゃったような意味での外部からの視点による監査は必要だと思っています。

それをどういう体制でやるかなのですけれども、私が先ほど申しましたのは、個々の自治体が契約するやり方であると、さっき申し上げたような欠点が今、如実に出てきているのではないかと思いますので、1つの方法として、共同組織による監査、これはおっしゃっているように、1枚ペラの問題ありませんではなく、監査にもいろいろな種類の監査がありますので、合規性監査だけではなくて、3E監査も含めて適切な人を選任してやる仕組

みも検討されてしかるべきだと思っております。そういう意味で、共通している問題意識だとは思いますが、監査の種類などの整理も必要なのだろうと思います。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

監査の話で盛り上がっておりますが。

○小林委員 基本的には清水委員と余り違ったことは言っていないのです。つまり、簡単に言いましたら、外部からの目は絶対に要るのです。それを体系だった組織でやるのか、あるいは今のように職人芸的にやるのか。ただ、問題はどのようにやってぴんきりのきを少なくしていくのか、包括外部監査の実施体制や実施方法をどう考えていくのか。

もう一つは、行政監査を入れるかどうかを明確にすべきです。あともう一つは、今の包括外部監査制度で、監査人からの指摘事項に対しては自治体は一応、対応を返答しないといけない。だけれども、意見のところは返答しなくていいわけです。ほったらかしなのです。だから、その辺も制度として問題かなと。

○長谷部委員長 武藤委員、お願いします。

○武藤委員 監査委員会事務局も、先ほどの議会事務局と同じような問題を抱えていて、皆さん市長部局に戻る人がほとんどですので、そういたしますと、なかなか自分が戻るところの厳しい指摘をしづらいという問題がもしかしたらあるのではないかと思います。そうするとどうするかというと、議会事務局もそうですが、人事を任命権者が違うという形式だけではなくて、人事を市長部局と切り離すような仕組みということは、考え得るとしたら、都道府県単位で何か組織をつくって、監査委員事務局のプロを育てていくとか、議会事務局のプロを育てていくような、そういう仕組みをつくっていかないと、今のままではちょっと難しいのかもしれない。それほど自信があるわけではありませんけれども、そのような印象を持っております。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

監査は、飯島委員からは何か御発言はございませんか。

○飯島委員 準備をしておりますけれども、ただいま清水委員、小林委員から実務の観点からの御指摘を頂戴したところでございますが、1つ気になりますのは、ガバナンスにつきまして伊藤委員から自治体経営の規律づけと多様な主体間の水平的な連携という2つの意味があるのではないかというお話もございました。その中で、監査委員は執行機関に位置づけられているものでございますけれども、執行機関としての地位を持つ監査委員と、地方公共団体との契約によって監査という職務を担う外部監査人との関係をどのように整理していくのかということも、組織という観点からは問題になるのかなと思っております。

差し当たり、以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

今、お名前が出た伊藤委員、何か。

○伊藤委員 かなり抽象的な話ですけれども、先ほど来、清水委員、小林委員からも御指摘がございまして、実際に外部監査を含めて、いろいろな形で規律づけが自治体においても行われているところでもありますし、内部統制という観点からしますと、民間企業で行われているものをどれだけ自治体のほうに制度として生かしていけるかという観点があると思います。

考え方全体としては、ガバナンスの確保、強化という点では、民間企業の取り組みは非常に参考になる部分は多々あると思うのですけれども、恐らく自治体の場合、やはり住民の方が選挙で選ぶ首長さん、議員さんがいて、そのもとで、デモクラシーという枠組みの中でのガバナンスということになっていきますので、必ずしも、民間の論理がそぐわない部分もどうしても考えると出てくるのかなと思っています。

事務局にお願いですけれども、このガバナンスの議論をする際に、民間企業での取り組みについてできるだけ最新の情報を提供していただきたいということと、その中で行政あるいは自治という枠組みで考えるときにどういう問題点があり得るのが議論しやすい状況ができればいいなと思っています。

まだ私のほうでも定見がございまして、議論の仕方に関して少し意見を申し上げたところでございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

今、民間というお話が、民間の委員の方々もいらっしゃるのですが、今、この場で何か御発言等、池内委員、いかがでございませうか。

○池内委員 今の内部統制のお話は、それだけではなくて、私も、実は、福岡のほうで行革の審議委員をさせていただき中で、私は会社として、経済界として見ている視点で、やはりもっと民間と同じようにできることがあるのではないかなというのは大変思っております。

それと、ちょっと話が揺れるかもしれませんが、ガバナンスの中の議会の件で、先ほどからお話があったわけですが、私どもから見ていると、自治体の職員の皆さんが議会を通すための資料作成に力を入れて、そして議会を通すという部分が、すごくその力が必要になってきているというのが、私たちからすると、もっとスピードよくそういった自治体さんの仕事を進めていただきたいけれども、まずは議会を通さないと、それはとても大切なことなわけですが、ただ、やはり議会を通すための資料作成が大変雑務になっているのではないかなという意識は、私のほうは思っております。

○長谷部委員長 ありがとうございます。

田中委員、いかがですか。

○田中委員 私も詳しくはないのですけれども、財務監査があるので、行政監査に住民として期待するところは、後ろ向きなというか、確認をするための監査ではなくて、次年度の経営というか、地方自治がうまくいく観点を目指すとか、そういう精神というか、条件、案件を入れてやっていくのがポイントではないかなと思っていて、今、御指摘のあった、

議会と住民とがリンクしていないというか、そういうところが想定されるのかなということをおもいました。

○長谷部委員長 流れで、鎌田委員にも御発言をお願いできますでしょうか。

○鎌田委員 私も詳しくはないのですが、企業として内部監査と外部監査がありますが、内部監査、外部監査ともに、子会社も同じ基準で監査の対象になります。時には重箱の隅をつつくようなこともないことはないのですがしくみはよくできていると思います。

非常に大きな、毎年毎年指摘される事項ができていないときには、親会社のほうでも非常に重大視するのですが、地方公共団体関係の監査報告書を私も勉強不足で拝見したことがないので、一体どういう報告書が上がってきているのかわからないのですけれども、今、田中委員もおっしゃられたように、指摘事項としても、次につながるようなお金の使い方であるとか、制度に関することであるとか、そういった部分をどういう形に変えたら問題が起こらないのか、提案も含めた監査をしていくのかというところが、実は、私も子会社の社長をやっていたときがありまして、むしろ、プロの目からして、そういう指摘を欲しいなと思ったことが何度もありました。

それと同時に、自分たちのやっていることに対しての御指摘だけではなく、例えば外部とか、海外とか、いろいろな幅広い視点からこういう事例もあるよとか、こういうやり方もあるよとかということも逆にアドバイスを欲しかったことがありまして、そういった部分も、もしかすると、地方自治体も知識として望んでいることがあるのではないかなど。

的が外れていたら申しわけございません。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ひとしきり監査の話になっていますが、これに限ることではございませんので、ほかの論点についていかがでございましょうか。

○佐々木委員 もう一つだけ申し上げてみたいのですが、個性を活かし自立した地方をつくる観点からと、これは地方社会をつくるという観点でしょうけれども、個性を活かした自治体あるいは地方行政体制をつくるというもう一つの読み方をしますと、画一的で統一的法律ですから、地方自治法の特徴なのですが、多分、現場の要求は、だんだん多様化とか選択化、メニュー化ですね。これぐらいの人口ならこういう制度だと、こういうようにいかないで、大きくても、小さくでも、イギリスでも、アメリカでも、幾つかの国はいろいろなことをやっていますが、自治というものは、ある意味、自分たちがいろいろなものを想像して選んでいくことなのではないでしょうか、画一化、統一化というキーワードに対して、多様化、選択化というキーワードで制度を考える。こういう遊びの時間はないのかもしれませんが、それは議会制度でも、監査制度でも、その2つを捉えてもあるような感じがするのですが、これは地方分権の議論が薄まっていることもありまして、やはり裁量権を拡大して、自治体が個性ある地域をつくるために元気になっていくという自治制度、地方制度というよりは自治制度をメニューとして出してみることはこういう調査会に合わないのかどうかわかりませんが、伝統的には余りやってきていないかもしれませんが。

お客様もいなくなってくる社会を考えますと、先ほど2割ぐらいは空白地帯が生まれるという人口で、そうすると、例えば人がいなくなっても道路はあるし、施設はある。そうすると、その自治体はなくなった。そこを誰が管理するのでしょうかといった場合に、例えば管理自治体といった、そういう公共資本というか、社会資本を管理する自治体がある程度、体力のある自治体をお願いをしなければならないとか、いろいろ考えられる感じがするのです。

非常にかたい議論が多いものですから、私はその辺が余りかたくないので、メニュー化みたいな、あるいは選択の幅を広げるとか、多様な制度を考えるというのはいかがでしょう。自治体規模、都市部、農村部、府県、市町村ともすべて一律、画一化した制度では地域の実態に合わなくなっている。憲法93条の範囲でしょうけれども、例えば議会制度についても全部、公選しろとなっていますが、公選のやり方ももう少しいろいろ工夫を試みるとか、何かないのでしょうか。

○長谷部委員長 今日初回ということもございますので、なるべく幅広く御議論をいただければと思います。

後半部分で御発言のない方がそろそろ少なくなってきていますので、今日は初回ということもありますので、とりあえず、全員にお話をいただければと思います。

勢一委員、いかがでございますか。

○勢一委員 今の点についてですか。

○長谷部委員長 何でも結構です。

○勢一委員 確かに個性を活かし自立した地方という点ですと、自治体の多様性は当然、前提にして議論することになるかと思えます。そのときに、どこまで多様な行政体制が可能となるか。もちろん行政体制が変わればガバナンスもそれに合わせた仕組みが必要になります。行政体制とガバナンスの仕組みと、両方がそれぞれ可変的な要素を持って議論を進めることとなりますので、どういう手順で、どのような枠組みで議論ができるかはなかなか難しいなど皆さんのお話を伺っていて思った次第です。

ガバナンスにつきまして、1点感じたのは、目次の住民の項目で住民訴訟が挙がっていますが、住民訴訟は現状を見ますと一般的なガバナンスの仕組みとして多用されるものにはなっていないように思います。

むしろ自治体では、情報公開請求が住民からの一番手軽なガバナンスの第一歩という形で使われている実態が多い印象を受けております。そのような現状を踏まえると、適正な情報の開示など、行政運営の透明性確保の仕組みも地方自治体のガバナンスの中に位置づけていくことを考える必要があるように感じました。

また、住民によるガバナンスを補助する仕組みとして、数は少ないですが、オンブズマン・オンブズパーソンという制度をとっている自治体もあります。住民の目から見た地域の自律という点で、住民側からの制度を何かサポートするような仕組みも考えることができればと思っております。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

辻委員、いかがでございましょう。

○辻委員 私も皆さんの御意見をお伺いして、いろいろ考えるところがありました。先ほどありました監査の話とか、議会事務局の話があったときに、大前提として考えなければならないことは、政策情報がどんどん複雑に、専門化しているということです。

今日、個別領域で政策がものすごく進展しています。地制調の議論もいろいろ各分野に入り込んでいきます。各分野の中で最前線の議論をつかまえ、それを前提に議論することは非常に難しくなっているように思えます。

例えば、大統領制で、議会が独立の事務局をしっかりと持っているところも、議会として立法調査を十分やり切れないことがあるといいます。そうした中で日本の場合では、かなり限られた事務局体制でやっているという現実があります。複雑化、専門化していく政策情報をどこまで個人のモラルや力量でカバーできるのか、システムでしっかり対処しなければならないのか。これらのことを考える必要があるような気がします。

さらに、ビッグデータ活用のあり方ですとか、ICTシステムの独自開発ですとか、もう少し行政体制全般で考える必要があると思いました。

もう一つ、自治の中の多様性の話です。冒頭申し上げましたとおり、私は、地域づくりはなやかりしころに比べると、医療だとか、福祉の世界になって、ベーシックに、高い水準のサービスを同様にどこも持ちたがる傾向があり、前より多様性が薄れてきているのではないかという気がしています。

そうした中で、多様性を担保していくというのは、非常に重要なテーマです。このところ、法制度は一様につくるのですが、運用の段階において取り組む団体が集中する傾向があります。例えば、合併するところとしないところに、結構、差があり、定住自立圏構想に取り組むところとそうでないところにも、結構、差があります。そして、市町村合併したところは、さらに定住自立圏構想にも取り組む団体も少なくなく、やるところはやり、やらないところはやらないという形で、昔に比べるとかなり差がついていると思います。法制度としては、機会は平等に与えていて、選ぶか、選ばないかは各自治体の選択に任せしており、こうした現在のシステムで今後もやっていけるものなのかどうなのか。今後、ますます、拡大していく差を容認していくべきなのかどうなのかということについて、しっかり議論する必要があると思いました。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

最後になりましたが、村木委員、いかがでございましょうか。

○村木委員 何を申し上げればいいかなと思ってはいるのですが、先ほどガバナンスの観点からの社会資本の管理の話があったと思いますが、今まで結構、小さなところだと、一部事務組合などでごみ処理とか、いろいろな事務をやってきたケースもあったと思

うのですが、今後、人口減少のことを考えていくと、これまで以上に広域の中で事務を一緒にやっていかなければいけない状況がより深刻化してくるのではないのかなと思っています。

そのときに、今までやられている事務は比較的合意が取りやすいものが多かったと思われるのですが、人口減少になってくると、よりその辺、例えば施設の配置などを広域で管理したほうがより効率的ではないかとか、いろいろな観点が出てくると思うので、その辺をどのように判断していくのか。これは行政の中での判断と、反対に住民にとって利便性が低くなると、その辺に対する反対意見等も出てきて、これが議会等で取り上げられるとどう最終的に判断していくのがいいのか。こういうところも課題ではないのか。そのような感じのことを思いました。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

ひとあたり御発言をいただきましたが、さらにというお話はございませんでしょうか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 ここで言わないと後で取り上げてもらえないというわけではありませんね。

○長谷部委員長 そんなことはございません。

○武藤委員 1つ、地制調の30次で自治法改正までたどり着いた行政区に総合区を設けて、議会の同意を得て選任する総合区長を置くことができる。こういう形で都市内分権が進められたわけですが、これは指定都市だけの問題ではなくて、私が住んでいるところも50万の都市で、とても地域も広いし、一体感を持てるような市ではない。地域で決定していくことについては、今、支所とかそういう形で置かれているのですが、そこはそういう参加の機能が全然ありませんので、やはりこの制度は大都市に一般化すべきではないかという印象を持っております。要するに過密な大都市における自治をどう現代的に機能化させるかという問題は、首都圏だけではなくて、大都市には必ずついてまわるので、そういう問題意識を持って議論していく、都市内分権を進めるという意味で議論する必要があるのではないかと。問題提起ということです。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

そろそろ終わりの時間が近づいてまいりましたが、最後に会長、副会長から。

よろしいですか。

本日は大変活発な御議論を多様な立場から頂戴いたしました。本日はそろそろ時間になりましたので、このあたりで閉めさせていただければと存じます。

次回ですが、これは諮問事項に関する地方六団体の方々からの意見聴取を行うこととしたいと存じます。次々回以降につきましても、審議事項とその論点に関する自由討論、本日のような自由討議を引き続き行ってまいりたいと存じます。

次回ですが、6月2日月曜日の午後4時から中央合同庁舎第2号館8階の第1特別会議室、このビルのこの会議室で開催をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

す。

それでは、これもちまして、本日の専門小委員会を閉会といたします。

長時間どうもありがとうございました。